

北茨城市国民保護計画

令和 2 年 3 月



《目次》

第1編 総 則	1
第1章 計画の基本	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針.....	2
第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱等.....	3
第4章 市の地理的、社会的特徴.....	7
第5章 市国民保護計画が対象とする事態.....	9
第2編 平素からの備えや予防	13
第1章 組織・体制の整備等	13
第1項 市における組織・体制の整備.....	13
第2項 関係機関との連携体制の整備.....	16
第3項 通信の確保	18
第4項 情報収集・提供等の体制整備.....	19
第5項 研修及び訓練	23
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え.....	24
第3章 生活関連等施設の把握等.....	27
第4章 物資及び資材の備蓄、整備.....	28
第5章 国民保護に関する啓発	29
第3編 武力攻撃事態等への対処	30
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	30
第2章 市国民保護対策本部の設置等.....	33
第3章 関係機関相互の連携	40
第4章 警報及び避難の指示等	43
第1項 警報の伝達等	43
第2項 避難住民の誘導等	45
第5章 救援	50
第6章 安否情報の収集・提供	52
第7章 武力攻撃災害へ対処	54
第1項 生活関連等施設の安全確保等.....	54
第2項 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処.....	55
第3項 応急措置	59
第8章 被災情報の収集及び報告.....	63
第9章 保健衛生の確保その他の措置.....	63
第10章 国民生活の安定に関する措置.....	64
第11章 特殊標章の交付及び管理	65
第4編 復旧等	67
第1章 応急の復旧	67
第2章 武力攻撃災害の復旧	67
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等.....	68
第5編 緊急対処事態への対処	69

第1編 総則

第1章 計画の基本

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の目的、構成等の計画の基本について定める。

第1節 市の責務及び市国民保護計画の目的

1 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び茨城県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 国民保護計画の目的

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成する。

市国民保護計画は、武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を守るため、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項などを定めることにより、市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- (1) 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- (3) 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 前各号のほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

第2節 市国民保護計画の構成

市国民保護計画の構成は、次のとおりとする。

《本編》

第1編 総則

- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 《資料編》

第3節 市地域防災計画との関連

武力攻撃事態等への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、武力攻撃事態等の確認に時間を要する場合、初動対処等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、北茨城市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）その他既存のマニュアル等に基づく組織及び体制等を活用することとする。

第4節 市国民保護計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し

- (1) 市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ見直しを行う。
- (2) 市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

2 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

なお、市は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に援護を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 住民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア等により行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、自らが実施する国民保護措置のほか、指定地方公共機関等が実施する市の区域に係る国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

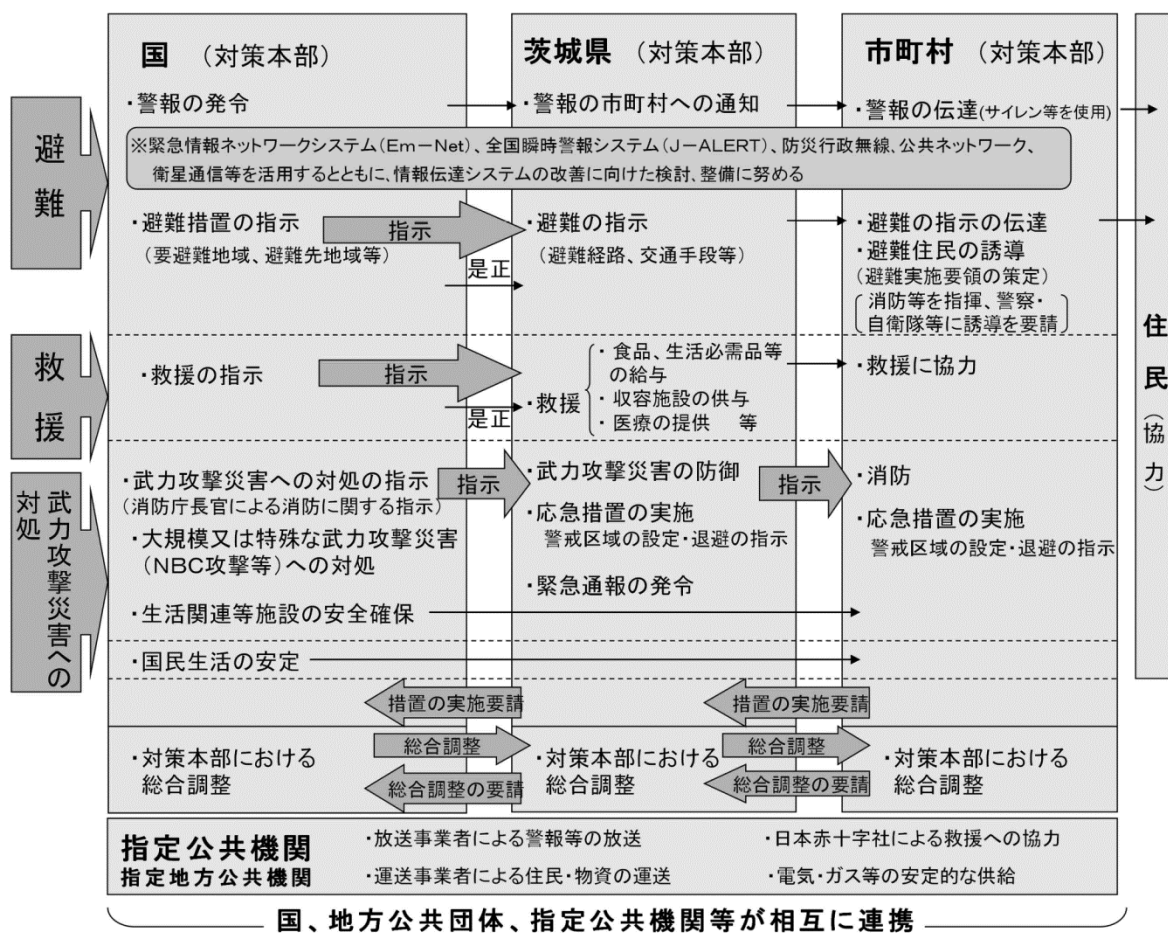
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

第1節 国民保護措置の仕組み

国民保護措置の実施主体である市、国（指定地方行政機関含む。）、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「関係機関」という。）が行う国民保護措置を実施するに当たっての役割の概要は、次のとおりである。



国民の保護に関する措置の仕組み

第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
北茨城市	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】（県国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城県	1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】（県国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
茨城労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川・国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航空の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】（県国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保
公共的施設の管理者	1 河川管理施設、道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本郵便（株）	1 郵便の確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
(社福)茨城県社会福祉協議会	1 ボランティア団体の支援

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために必要となる市域の地理的、社会的特徴等について、以下のとおり記載する。

第1節 地形

本市は、茨城県の北東端（東経140度45分、北緯36度47分）に位置し、水戸市から約50キロメートル、東京から約180キロメートルの距離にあり、東は太平洋に臨み、南は高萩市、北は福島県いわき市、西は福島県塙町、鮫川村に接している。

市域は、東西約24キロメートル、南北約22キロメートルにわたり、総面積は、186.55平方キロメートルである。

市の西部には、阿武隈高地が連なり、その支脈を水源とする里根川、江戸上川、大北川、塩田川の二級河川が太平洋に注ぎ、これらの河川の河口部に平坦地が形成されている。

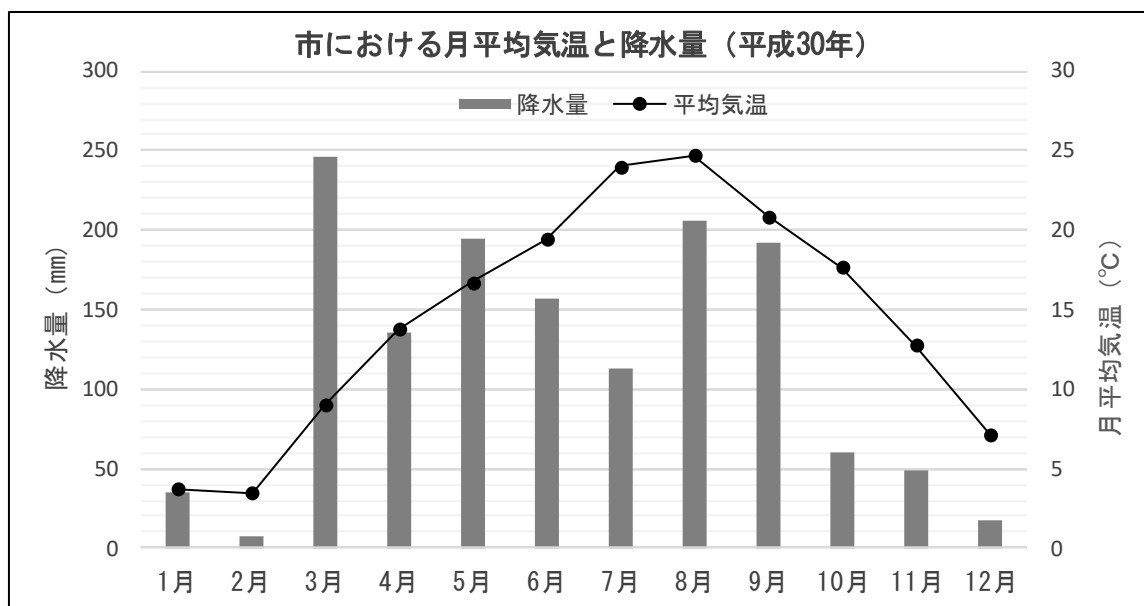
海岸線は、北部で山が大きく海に突き出した半島状の五浦海岸を形成している。中央部では、山並みが海のそばまで突出し、二つ島、天妃山の地形を作っている。南部では、小野矢指地区に突き出した山により、塩田川河口左岸の磯が作られている。これらの地区の間は、広い砂浜となり、後背地には砂防林がある。

本市に広く分布している地層は、新生代の堆積岩層の上に形成された第四紀の沖積層及び洪積層で主要河川の流域や河口付近の平坦地には広く沖積層が発達しており、岩盤が固く構造的に安定度が高いといわれている花崗閃緑岩層は広く山間地域に発達している。

第2節 気候

本市の気候は、表日本の気候型に属し、したがって冬と夏は乾燥期となり、春と秋は雨期に相当する。特に冬から春の初めにかけては、乾燥した日が続く、いわゆる火災シーズンである。3月末から4月初めにかけては、日中の気温の上昇により湿度が非常に低くなり、山火事が発生しやすくなる。冬期は、西高東低の気圧配置となるため季節風が強いが、風による直接の被害はほとんどない。冬期の積雪は、海洋性気候に支配されるため、山間地を除いて積雪はまれで、雪害もほとんどない。

気温は、年平均14.5度で、月平均気温が最も低い値は2月の3.5度、最も高い値は8月の24.7度である。年降水量は1,412.5mmで、月降水量が最も少ない値は2月の7.0mm、最も多い値は3月の246.0mmである。（平成30年。統計きたいばらきによる。）



—令和元年度統計きたいばらきより—

第3節 人口分布

本市の人口は42,266人であり、世帯数は16,875世帯である（平成31年4月1日現在。統計きたいばらきによる）。また、高齢化（65歳以上）率は、33.7%と県平均の29.4%を4.3ポイント上回っている。

外国人人口は、274人である。（平成31年3月31日現在。統計きたいばらきによる。）

第4節 交通

1 道路

本市の主要幹線道路として、市域を縦断する常磐高速自動車道、国道6号及び県道日立いわき線、横断する県道塙大津港線及び北茨城大子線を主軸として基本的な道路網を形成している。

茨城県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）では、本市と高萩市及びいわき市を結ぶ常磐高速自動車道、国道6号のほか、県道10号日立いわき線、県道22号北茨城大子線、県道27号塙大津港線、県道69号北茨城インター線、県道155号里根神岡上線、県道299号里見南中郷停車場線、北茨城市道0113号線、北茨城市道0121号線、北茨城市道1742号線、北茨城市道3314号線、北茨城市道3440号線の各路線を緊急輸送路に指定している。

2 鉄道

本市にある鉄道として東日本旅客鉄道㈱の常磐線が、本市と高萩市及びいわき市を結んでいる。

3 港湾等

本市には、第三種漁港に指定されている平潟漁港及び大津漁港がある。

第5節 自衛隊施設等

本市は、陸上自衛隊は東部方面隊、海上自衛隊は横須賀地方隊、航空自衛隊は中部航空方面隊の担当地域となる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

第1節 武力攻撃事態

1 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

ア 特徴

(ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

(イ) 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

(ウ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標とする可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

(エ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

(ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

(イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、原子力施設が攻撃された場合には二次被害の発生も予想され、被害の範囲が拡大するおそれがある。さらに、攻撃手段としてダーティボム(※)が使用される場合がある。

※ ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプの兵器。破壊ではなく汚染が目的であり、目標を長期間使用不能にしたり、心理的圧迫を与えることができる。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む。）と県は、県警察、海上保安部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内

に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など適切な措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

(ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭(※)）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

※ Nuclear(核)・Biological(生物)・Chemical(化学)の特性を使用した弾頭

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

ア 特徴

(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

(イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば都市部が主要な目標となることもあり得る。

(ウ) なお、航空攻撃はその意図が達成されるまでに繰り返し行われることも考えられる。

(エ) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への非難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 NBC攻撃の特徴

NBC攻撃の特徴や主な対応は次のとおりである。

(1) 核兵器等 (N; Nuclear)

ア 核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能(※)による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線と、③期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

※ 物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能

イ 放射性降下物は、放射物をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げら

れ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。

放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。

したがって、避難に当たっては、風化を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療に当たる要因の被ばく管理を適切にすることが重要である。

ウ データティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

(2) 生物兵器 (B;Biological)

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間の感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(3) 化学兵器 (C;Chemical))

ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ このため、国や関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた緊急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2節 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 原子力事業所等の破壊
- (イ) 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (ウ) 危険物積載船への攻撃
- (エ) ダムの破壊

イ 被害の概要

- (ア) 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
 - ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
 - (イ) 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
 - (ウ) 危険物積載船への攻撃
 - ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
 - (エ) ダムの破壊
 - ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
- (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

- (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

- (ア) 放射性物質等
 - ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
 - ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
 - ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
 - (イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃
 - ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
 - ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
 - (ウ) 化学剤による攻撃
 - ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
- (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

- (ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- (イ) 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- (ウ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1項 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

第1節 市の各部室課における平素の業務

- 1 市の各部室課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を実施するものとする。この際、業務の担任については国民保護対策本部の各部の分掌事務に準ずるものとする。

※【市国民保護対策本部の各部における分掌事務】… 第3編 第2章 第1節 3(3)参照

- 2 市における国民保護に関する業務の総括、各部室課間の調整及び企画立案等については、国民保護法制担当部署（総務部総務課）が行うものとする。

第2節 市職員の参集基準等

1 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、「市地域防災計画」で定める体制等を活用し、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

2 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合、事態の推移に応じて速やかに対応するため、「市地域防災計画」で定める体制等を活用するとともに、市消防本部との連携を図り、勤務時間外における当該消防本部から担当職員及び市長等への緊急伝達ルートを定めるなど、速やかに市長及び国民保護担当職員等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

3 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部室課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当課体制
	市の全部室課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②緊急事態連絡室体制

事態の状況	体制の判断基準		体 制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部室課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当課体制
		市の全部室課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②緊急事態連絡室体制
	政府より市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③市国民保護対策本部体制

【職員参集基準】

体 制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課（総務部総務課）職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

4 幹部職員等への連絡手段の確保

- (1) 市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。
幹部職員及び国民保護担当職員に対しては、「市地域防災計画」で定める情報伝達ルートにより連絡を行なう。
- (2) 職員への伝達手段は、一般加入電話等を利用するものとする。
また、国民保護法第50条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

5 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

- (1) 市の幹部職員及び国民保護担当職員（総務課員）が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。
- (2) 「北茨城市国民保護対策本部及び北茨城市緊急処理事態対策本部条例（平成18年北茨城市条例第1号）」で規定する市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員】

名 称	指定職員	代替職員		
		第1順位	第2順位	第3順位
対策本部長	市 長	副市長	教育長	総務部長
対策副本部長	副市長 教育長	総務部長	市長公室長	—

6 配備体制における職員の所掌業務

市は、第2節3で定める体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌業務を定める。

7 交代要員等の確保

市は、市地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- (1) 交代要員の確保その他職員の配置
- (2) 食料、燃料等の備蓄
- (3) 自家発電設備の確保
- (4) 仮眠設備等の確保等

第3節 消防機関の体制

1 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部及び消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

2 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第4節 国民の権利利益の救済に係る手続等

1 国民の権利利益の迅速な救済

- (1) 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。
- (2) 市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【住民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

国民保護法において規定される手続項目	
損失補償 (第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(第82条)
	応急公用負担に関すること。(第113条第2項)
損害補償 (第160条)	国民への協力要請によるもの。 (第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関すること。(第6条、175条)	
訴訟に関すること。(第6条、175条)	

2 住民等の権利利益に関する文書の保存

市は、住民等の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2項 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関と相互に連携協力することが必要となるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方等について定める。

第1節 基本的考え方

1 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、市地域防災計画で規定する防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

第2節 県との連携

1 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

2 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

3 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

4 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

第3節 近隣市町村との連携

1 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

2 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

第4節 指定公共機関等との連携

1 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

2 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

3 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第5節 ボランティア団体等に対する支援

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その

活動環境の整備を図る。

第3項 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な、非常通信体制の整備等通信の確保について、以下のとおり定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体及び主要な電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意点等

- (1) 市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、同報系その他の防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の運用体制の整備や情報伝達ルートが多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における情報収集、連絡体制の強化に努める。
- (2) 非常通信体制の確保に当たって、市は、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【非常通信体制の確保における留意事項】

施設・設備面	① 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、防災行政無線等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。 ② 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ③ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上系・衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ④ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ⑤ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ③ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 ④ 無線通信系の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

	⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ⑦ 住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、緊急速報メール、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
--	---

第4項 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報の提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 基本的考え方

1 情報収集及び提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を迅速に収集、整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報を適時、適切に提供等するための体制を整備する。

2 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供を行うとともに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

3 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

第2節 警報等の伝達に必要な準備

1 警報の伝達体制等の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法（伝達先・伝達手段・伝達順位）についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

なお、市が、警報の内容を通知すべき「その他の関係機関」については、別冊資料に記載する。

2 防災行政無線の充実

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の充実を図り、可聴範囲外地域の解消に努める。

3 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容等の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて第三管区海上保安本部との協力体制を構築する。

4 国民保護に係るサイレンの住民等への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民等に十分な周知を図る。

5 大規模集客施設等に対する警報等の伝達のための準備

市は、県から警報等の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報等の内容の伝達を行うこととなる市の区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

6 民間事業者等の協力の確保

市は、民間事業者等が、警報等の内容の伝達や住民の避難誘導等を市と連携して実施できるよう、県と連携の上、民間事業者等と協力体制の確保に努める。

第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

1 安否情報の種類及び報告様式

(1) 安否情報の種類

ア 武力攻撃事態等において、市長が収集する安否情報の対象は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（市の住民以外の者（外国籍の者を含む。）が、市に在るときに負傷した場合及び市で死亡した場合を含む。）である。

イ 安否情報として収集する情報の内容は、以下のとおりである。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ その他個人を識別するための情報
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要な情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会への回答の希望
- ⑬ 知人からの照会への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表についての同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置場所
- ⑰ 連絡先その他必要な情報
- ⑱ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意

ウ 市は避難住民及び武力攻撃により死亡した住民の安否情報（上記参照）に関して、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）」（以下「安否情報省令」という。）第 1 条に基づき、避難住民及び負傷住民については、「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（様式第 1 号）」により、死亡住民については、「安否情報収集様式（死亡住民）（様式第 2 号）」により行う。

(2) 安否情報の報告

市長が、知事に対し安否情報を報告する場合、安否情報省令第 2 条に規定する「安否情報報告書（様式第 3 号）」により行う。

2 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者を定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当部署（報告方法・報告先）、県の情報収集先等）の確認を行う。

3 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、市の区域内の医療機関、介護施設、社会福祉施設、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

第 4 節 被災情報の収集・報告に必要な準備

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、収集した被災情報を県に報告する様式は、次のとおりである。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分

北 茨 城 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

2 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5項 研修及び訓練

市職員等は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第1節 研修

1 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト(※)、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】 <http://www.fdma.go.jp/>

3 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安部及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

第2節 訓練

1 訓練の実施

市は、近隣市町村、県及び国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- (1) 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練
- (2) 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- (3) 避難誘導訓練及び救援訓練

3 訓練に当たっての留意事項

- (1) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (2) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (3) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (4) 市は、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (5) 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報等の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (6) 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

第1節 避難に関する基本的事項

1 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、以下の基礎的資料を収集して取りまとめる。

【避難実施時に必要となる主な基礎的資料】

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
地図	市の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図
人口分布	地区（字）ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由、その他市長が必要と認める事項
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
避難施設	避難施設の所在地（地図情報含む）、収容能力等
備蓄物資・調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等
民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等 大規模事業所等の従業員数及び避難方法
生活関連等施設	避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの

2 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を合同で行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障がい者等の武力攻撃災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が必要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

4 民間事業者等からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これらの企業の協力が得られるよう、連携・協力体制の確保に努める。

5 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することも想定されるため、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換を行うとともに避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2節 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、次の季節の別（特に冬季間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

第3節 救援に関する基本的事項

1 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

2 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料について、県が収集する以下の基礎的資料について提供を受けること等により、あらかじめ準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【県国民保護対策本部において集約する基礎的資料】（県国民保護計画より）

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備

- ・ 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ・ 小中高等学校、各種学校等のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 関係医療機関のデータベース
- ・ 救護班のデータベース
- ・ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・ 墓地及び火葬場等のデータベース

第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

1 運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報を共有する。

2 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

第5節 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定及び指定の廃止、用途変更等に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別な配慮を行う。なお、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等については、次のとおりである。

第1節 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、市が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類】

国民保護法施行令	号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号））
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒薬及び劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号））
	9号	電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

第2節 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市が管理する公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考の上、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部などとの連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

第1節 市における備蓄

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

3 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

第2節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

1 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

2 ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登

記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第1節 国民保護措置に関する啓発

1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。この際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などと連携し、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死者が発生した場合や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、被災現場における初動的な被害への対処が必要となると想定される。

また、他の市町村において武力攻撃が発生している場合や何らかの形で武力攻撃災害の兆候等に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制の強化が必要となる。

このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について、以下のとおり定める。

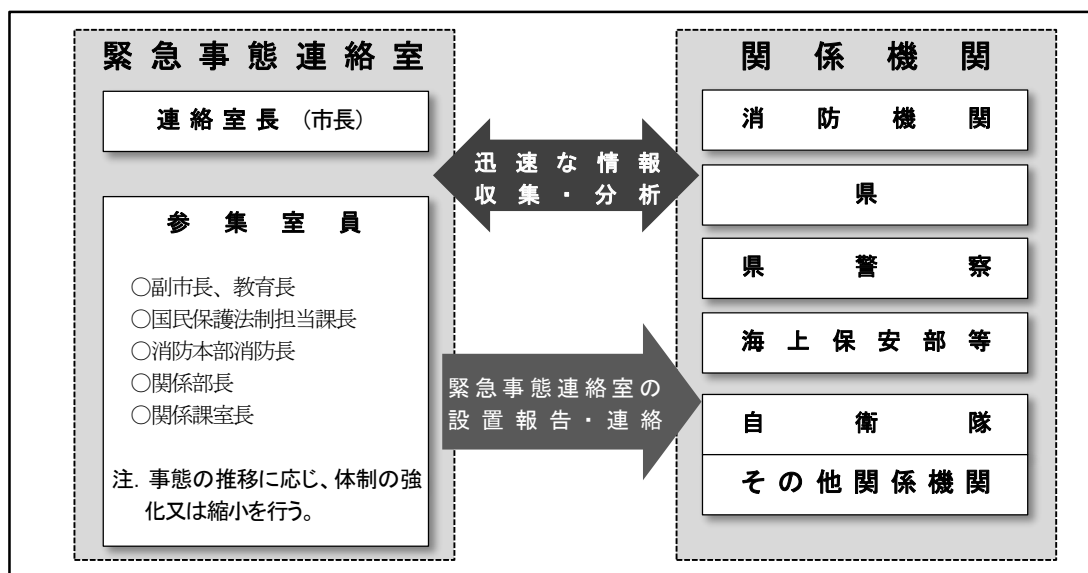
第1節 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

1 緊急事態連絡室の設置

- (1) 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡するとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【緊急事態連絡室の構成等】



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員等に報告するものとする。また、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- (2) 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

2 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく避難の指示等、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、市長は、政府による武力攻撃事態等の認定（以下「事態認定」という。）がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、必要に応じ、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定を行うとともに、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定 について要請するなどの措置を行う。

3 関係機関への支援の要請

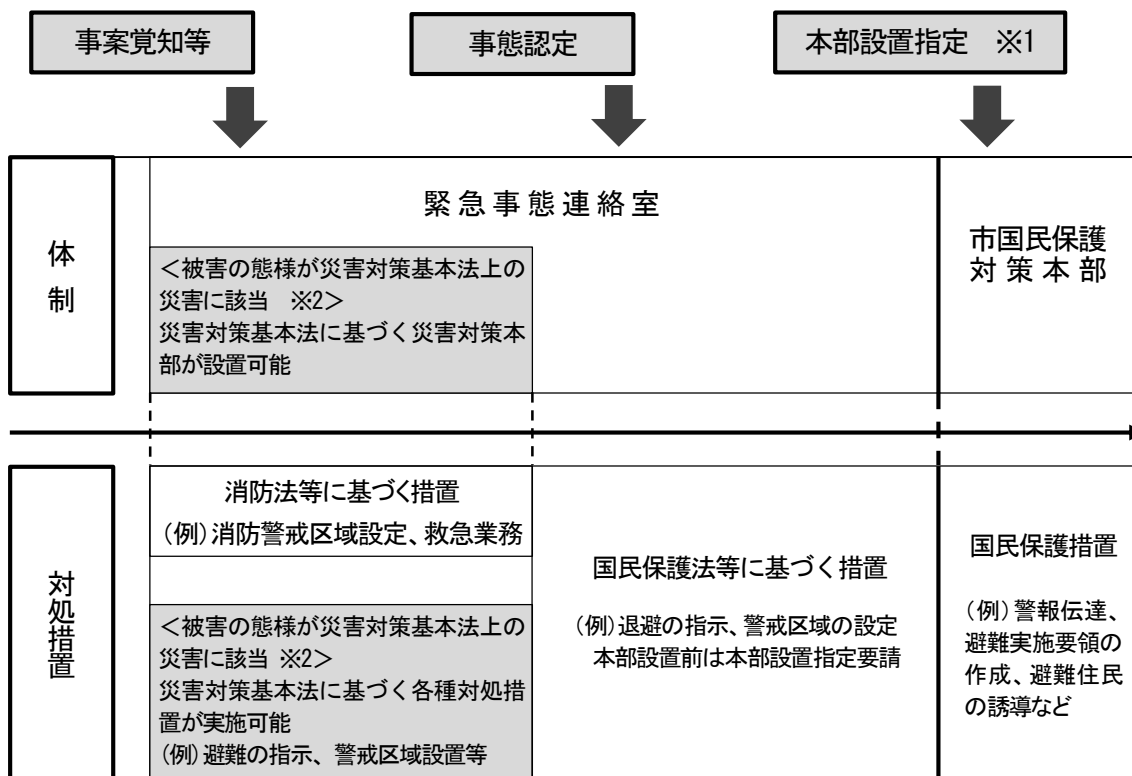
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

第 2 節 市国民保護対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、内閣総理大臣から、市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

なお、市長は、市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の応急措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置のフロー図】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出等の事故等とされている。

第3節 武力攻撃災害の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や事態認定が行われたが市に関して市国民保護対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を迅速に設置するため、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能、市国民保護対策本部長の権限等について、以下のとおり定める。

第1節 市国民保護対策本部の設置

1 市国民保護対策本部の設置の手順

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- (1) 市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- (2) 市長による市国民保護対策本部の設置
ア 指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。
なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、第1章第2節に基づき市国民保護対策本部に切り替える。
イ 市長は、市議会に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。
- (3) 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集
市国民保護対策本部担当者は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、集参時の連絡手段として、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市国民保護対策本部に参集するように連絡する。
- (4) 市国民保護対策本部の開設
市国民保護対策本部担当者は、市庁舎3階会議室（防災センター）に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に関係機関が相互に電話FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。
- (5) 交代要員等の確保
市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。
- (6) 本部の代替機能の確保
市は、市庁舎が被災した場合等市国民保護対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり市国民保護対策本部の予備施設を指定する。

【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、市国民保護対策本部の予備施設を指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1位〕 北茨城市消防本部

〔第2位〕 その他の市有施設

また、市の区域を超える避難が必要で、市の区域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

2 市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

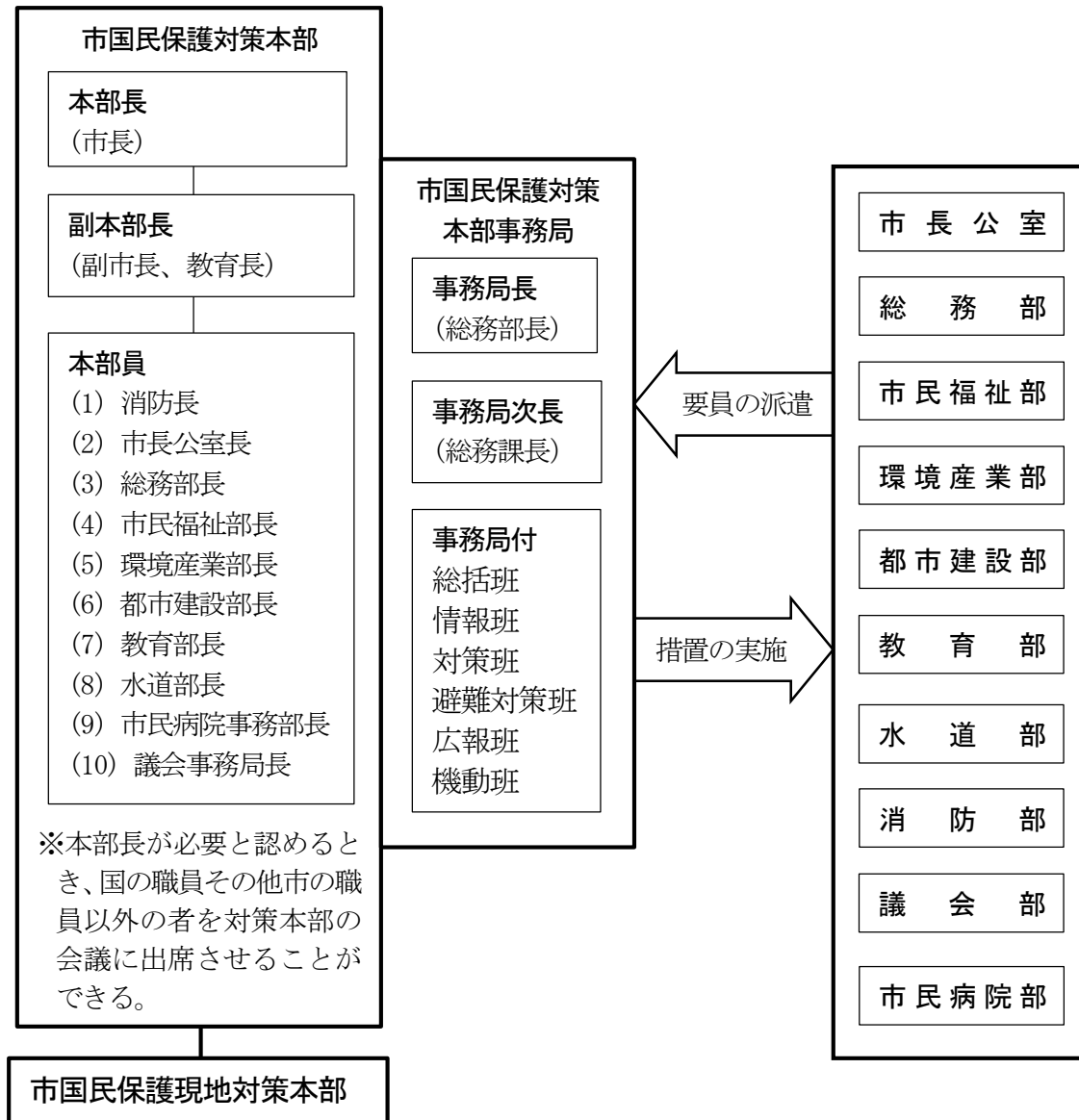
市長は、内閣総理大臣から、市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知

事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

3 市国民保護対策本部の組織及び機能

(1) 市国民保護対策本部の組織及び機能

市国民保護対策本部の組織及び機能は、次のとおりとする。



(2) 市国民保護対策本部事務局の組織及び所掌事務

ア 市国民保護対策本部長を補佐する組織として、市国民保護対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

イ 事務局の主な所掌事務については、次のとおりである。

班名	主な所掌業務
総 括 班	1 市国民保護対策本部会議の運営に関すること。 2 情報通信班が収集した情報を踏まえた市国民保護対策本部長の意思決定に係る補佐に関すること。 3 市国民保護対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示に関すること。 4 国民保護に関する業務の総括に関すること。
情 報 班	1 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関すること。 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 安否情報 ○ 武力攻撃災害への対応状況 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 2 市国民保護対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。 3 通信回線や通信機器の確保に関すること。
対 策 班	1 市が行う国民保護措置に係る調整に関すること。 2 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること。 3 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 4 消防団及び自主防災組織等に関すること。 5 近隣市町村との連携に関すること。
避難対策班	1 警報の通知に関すること。 2 住民の避難の検討に関すること。 3 市の区域を越える避難に関する他市町村との調整に関すること。 4 避難の指示に関すること。 5 避難に関する各部の事務の調整に関すること。
広 報 班	1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること。
機 動 班	1 市国民保護対策本部員や職員のローテーション管理に関すること。 2 市国民保護対策本部員の食料の調達等庶務に係る事項に関すること。

(3) 市国民保護対策本部の各部における分掌事務

部名	部長	班名	班長	班員	分掌事務
市長公室	市長公室長	秘書班 人事班 企画政策班 まちづくり協働班	秘書課長 人事課長 企画政策課長 まちづくり協働課長	秘書課員 人事課員 企画政策課員 まちづくり協働課員	1 国民保護対策本部の職員の動員に関する事。 2 国民保護対策本部の職員の厚生に関する事。 3 各部の連絡調整に関する事。 4 武力攻撃災害についての一般広報に関する事。
総務部	総務部長	総務班 財政班 税務班 収納班 会計班 監査班	総務課長 財政課長 税務課長 収納課長 会計課長 監査委員事務局長	総務課員 財政課員 税務課員 収納課員 会計課員 監査委員事務局員	1 国民保護対策本部、現地対策本部及び事務局の運営に関する事。 2 国民保護対策本部の会議の開催に関する事。 3 茨城県国民保護対策本部その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 車両の配車に関する事。 5 市有財産に係る武力攻撃災害の調査に関する事。 6 国民の保護のための措置の実施に係る予算に関する事。 7 災害対策本部室等の設備及び電力の確保に関する事。 8 被災者に対する市税の減免等に関する事。 9 国民の保護のための措置に係る経費の支出及び物品の調達に関する事。
市民福祉部	市民福祉部長	市民班 高齢福祉班 社会福祉班 保険年金班 健康づくり支援班 子育て支援班	市民課長 高齢福祉課長 社会福祉課長 保険年金課長 健康づくり支援課長 子育て支援課長	市民課員 高齢福祉課員 社会福祉課員 保険年金課員 健康づくり支援課員 子育て支援課員	1 避難住民等の救済に関する事（他部の所管に関する事を除く）。 2 被災地の防疫に関する事。 3 ボランティアに関する事。 4 高齢者、障がい者等の安全の確保に関する事。 5 義援金品の取扱いに関する事。
環境産業部	環境産業部長	農林水産班 商工観光班 生活環境班 農業委員会班	農林水産課長 商工観光課長 生活環境課長 農業委員会事務局長	農林水産課員 商工観光課員 生活環境課員 農業委員会事務局員	1 農作物、家畜等に係る武力攻撃災害の調査に関する事。 2 林業関係の武力攻撃災害の調査に関する事。 3 水産関係の武力攻撃災害の調査に関する事。 4 商工業関係の武力攻撃災害の調査に関する事。 5 廃棄物に係る情報の収集及びその処理対策の指導に関する事。 6 廃棄物処理施設に係る武力攻撃災害の調査に関する事。

部名	部長	班名	班長	班員	分掌事務
都市建設部	都市建設部長	建設班 都市計画班 地籍調査班 下水道班	建設課長 都市計画課長 地籍調査課長 下水道課長	建設課員 都市計画課員 地籍調査課員 下水道課員	1 道路及び橋梁に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 2 道路の通行規制に関すること。 3 河川、ダム及び砂防施設に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 4 応急仮設住宅の設置に関すること。 5 公園街路に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 6 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 7 被災建築物の修理に関すること。 8 下水道に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。
教育部	教育部長	教育総務班 学校教育班 生涯学習班 学校給食センター班 図書館班	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 学校給食センター所長 図書館長	教育総務課員 学校教育課員 生涯学習課員 学校給食センター所員 図書館員	1 学校施設に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 2 避難施設の開設に関すること。 3 文化財に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 4 社会教育施設等に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。
水道部	水道部長	業務班 施設班	業務課長 施設課長	業務課員 施設課員	1 給水源の確保に関すること 2 応急給水に関すること 3 工業用水及び上水道に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。
消防部	消防長	消防班	消防署長	消防署員	1 被災地における支援活動に関すること。 2 避難の指示、誘導に関すること。 3 安否情報に関すること。
議会部	議会事務局長	議会班	議会事務局次長	議会事務局員	1 市議会との連絡調整に関すること。
市民病院部	市民病院事務部長	市民病院班	市民病院総務課長	市民病院職員	1 避難住民等の医療救護に関すること。 2 医療情報の収集に関すること。

3 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部事務局における広報広聴体制を次のとおり整備する。

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

(2) 広報手段

ラジオ・テレビ放送 記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

- イ 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じ、市長自ら記者会見を行う。
- ウ 住民等への広報に当たっては、県国民保護対策本部と連携の上行う。

4 市国民保護現地対策本部の設置

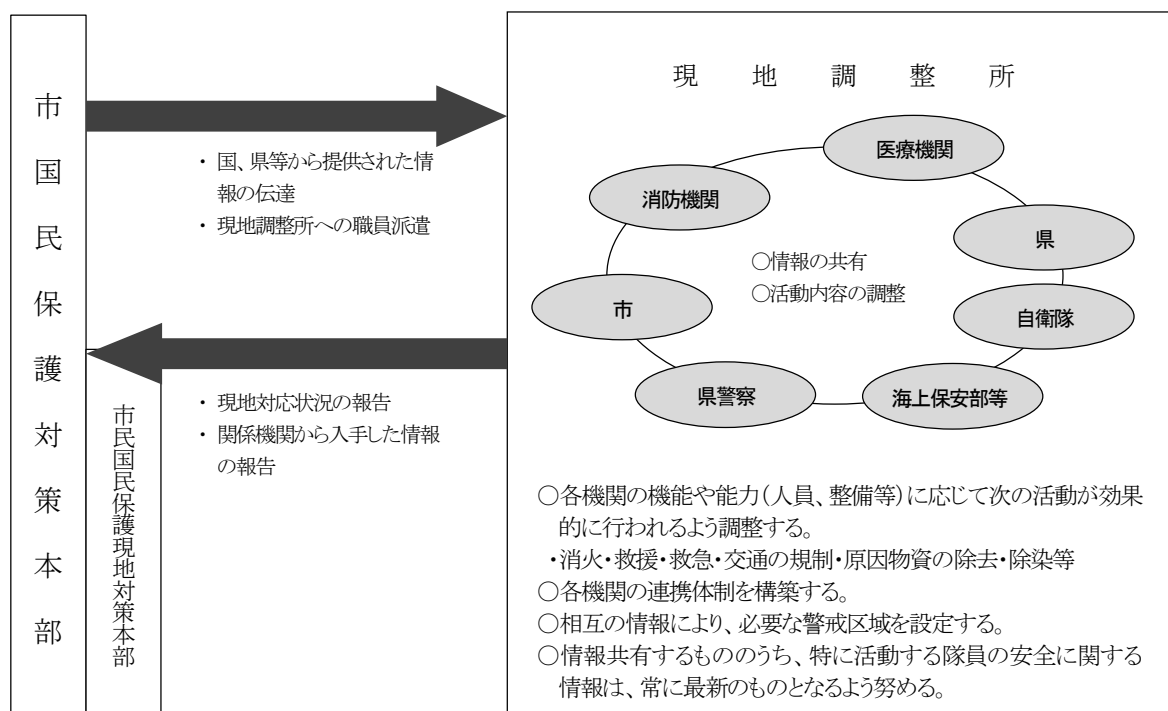
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国武力攻撃事態現地対策本部及び県国民保護現地対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護対策本部の事務の一部を行うため、市国民保護現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び同本部員は、市国民保護現地対策副本部長、同本部員その他の職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

5 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所組織編制】



【現地調整所の性格】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することか

ら、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が設置するものであるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させるものとする。その場合においては、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たるものとする。

6 市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、市の区域内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請等

市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

7 市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部と市国民保護現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国・県の対策本部等との連携

1 国・県の対策本部との連携

市は、県国民保護対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国武力攻撃事態現地対策本部及び県現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力するため、職員を出席させる。

第2節 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

1 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に所掌事務に係る国民保護措置

の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

1 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- (1) 市長は、主に次に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊茨城地方協力本部長、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする東部方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

ア 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

イ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

ウ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）

エ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- (2) 市長は、知事に対し、前号の要請を行うよう求める場合は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、事態が急迫しているなど文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

- (3) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条））及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）により出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町村長等への応援の要求

- (1) 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- (2) 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

2 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託

- (1) 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法
 - ウ その他事務の委託に関し必要な事項
- (2) 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- 1 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- 2 市は、1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あつせんを求める。

第6節 市の行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等

- (1) 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- (2) 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

2 関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 ボランティア団体等に対する支援等

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報等の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全性を十分に確保し、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が

十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調査等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等を連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入を希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8節 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導（国民保護法第70条関係）
- ・避難住民の救援（同法第80条関係）
- ・消火、負傷者の負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（同法第115条関係）
- ・保健衛生の確保（同法第123条関係）

第4章 警報及び避難の指示等

第1項 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達

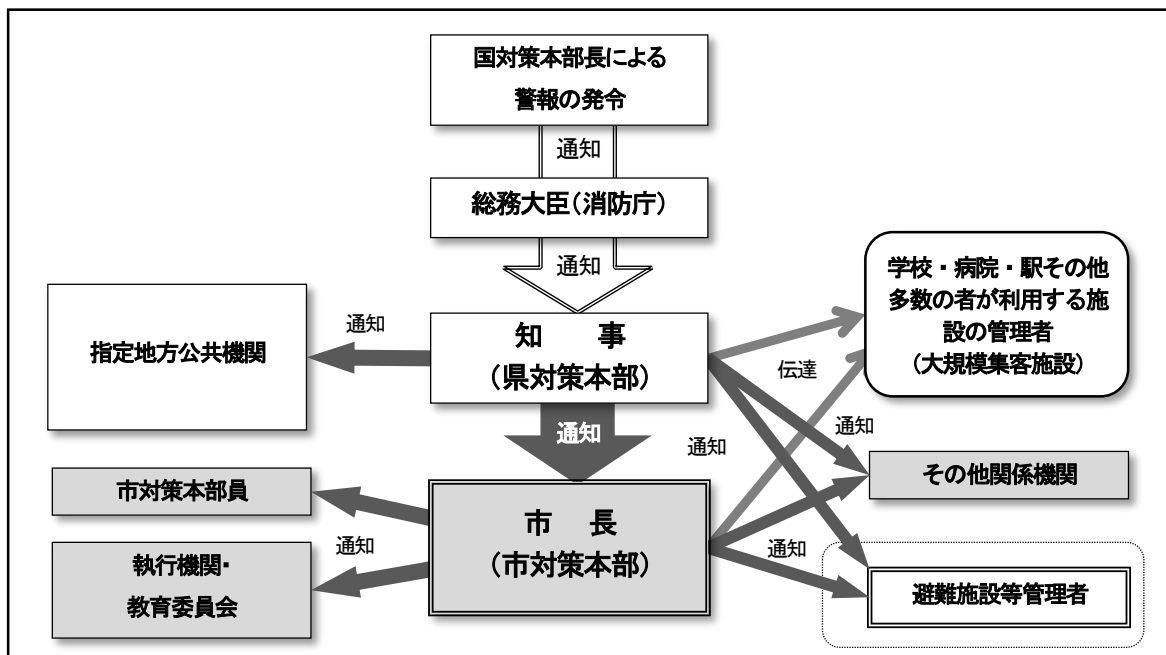
市は、県から、警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により速やかに住民及び関係団体並びにその他の関係機関に速やかに警報の内容を伝達する。

2 警報の内容の通知

- (1) 市は、市の他の執行機関（市教育委員会、市民病院等）及びその他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- (2) 市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

【北茨城市ホームページ】 <http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/>

【市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



第2節 警報の内容の伝達の方法

1 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E-m-net）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等で地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と連携して自動放送する防災行政無線等を使用し、原則として以下の要領により伝達する。

- (1) 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、市防災行政無線等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- (2) 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
この場合においては、市長が特に必要と認める場合を除き、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

※全国瞬時警報システム（J-A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（E-m-net）によって伝達された情報を市ホームページに掲載する等により、周知を図る。

2 市長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

3 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支

援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

- 4 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。（その他の警報の発令の場合と同様とする。）

第3節 緊急通報の伝達及び通知

市長は、知事から武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令に伴う通知があった場合、警報の通知を受けた場合と同様の伝達方法等により、住民及び大規模集客施設等の管理者に伝達するとともに、その他の関係機関に対し通知する。

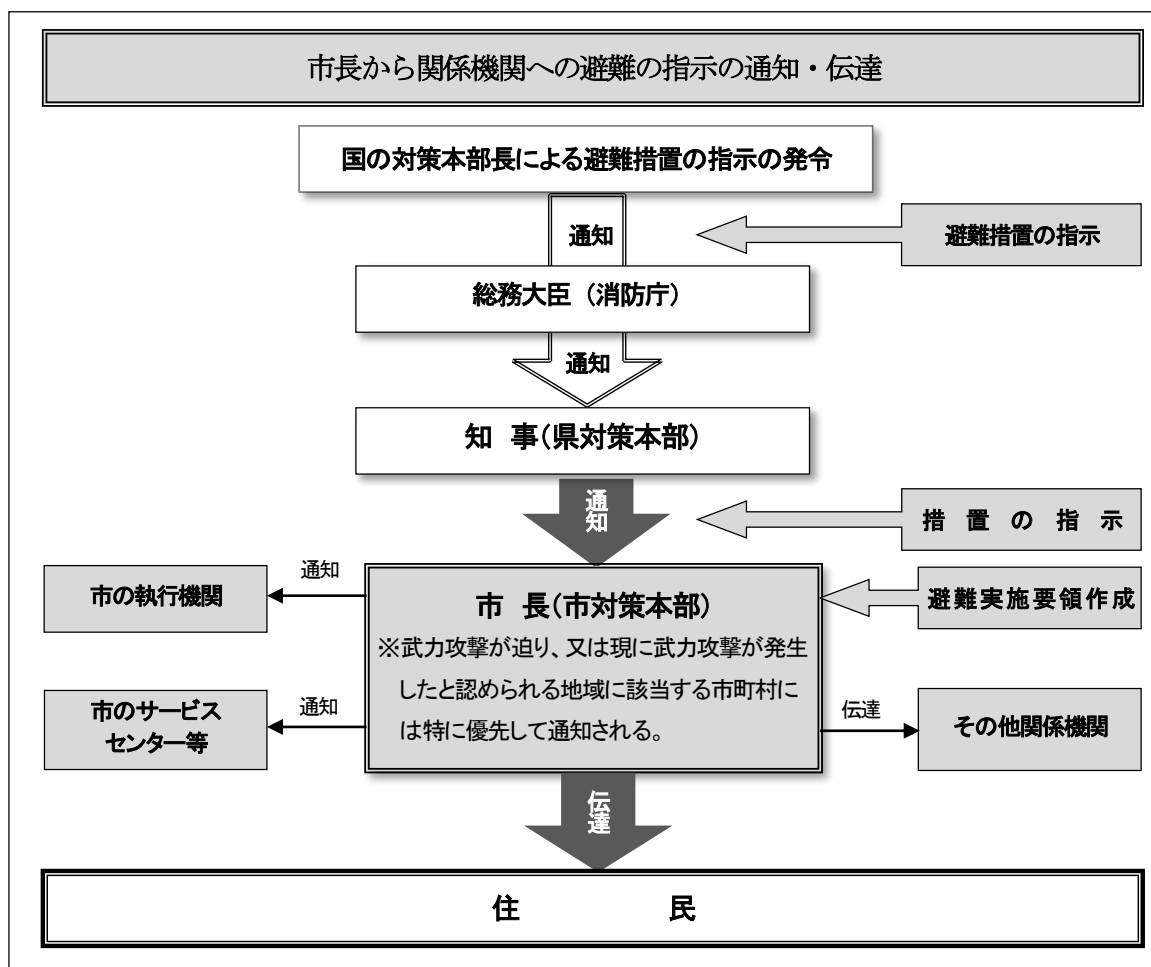
第2項 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

第1節 避難の指示の通知・伝達

- 1 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- 2 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



第2節 避難実施要領の策定

1 避難実施要領の策定

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

なお、避難実施要領に定める事項は次のとおりである。

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

2 避難実施要領の作成の際の主な留意事項

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(2) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の所在・施設等の名称及び住所を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所までの交通手段を記載する。

(4) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(5) 集合に当たっての留意事項

一時集合場所への集合後における町内会や近隣住民間で行う安否確認の方法、高齢者その他特に配慮を必要とする者への配慮事項等、一時集合場所への集合に当たって留意すべき事項等を記載する。

(6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(7) 市職員、消防職員及び消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

(8) 要支援者の避難方法

避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者支援班の対応方法を記載する。

(9) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(10) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(11) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

3 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を作成後、直ちに、その内容を、避難の指示の伝達等に準じて住民及び関係のある公私の団体等に伝達する。この際、住民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方連絡部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

第3節 避難住民の誘導

1 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

2 消防機関の活動

(1) 市消防本部の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用した避難住民の誘導を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と協力し避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

3 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

4 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

6 高齢者等、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難を円滑に行うため、避難行動要支援者支援班を市民福祉部を主として国民保護対策本部に設置し、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的に余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

7 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

8 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

9 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

10 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

11 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、放送事業者等への情報提供、ホームページへの掲載等により、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

12 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

13 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県国民保護対策本部長に、その旨を通知する。

14 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された場合は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

市長は、避難住民の受入地域(避難先地域)等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、県が行う救援を補助するほか、第2編第2章で定めた救援の実施に関する事務の県との役割分担及び県計画等に基づき救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

第1節 救援の実施

1 救援の実施

市長は、知事から、実施すべき救援の内容及び当該救援を行う期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の搜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

第2節 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したとき

は、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の内容

1 救援の基準等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）及び県国民保護計画に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

2 救援における県との連携

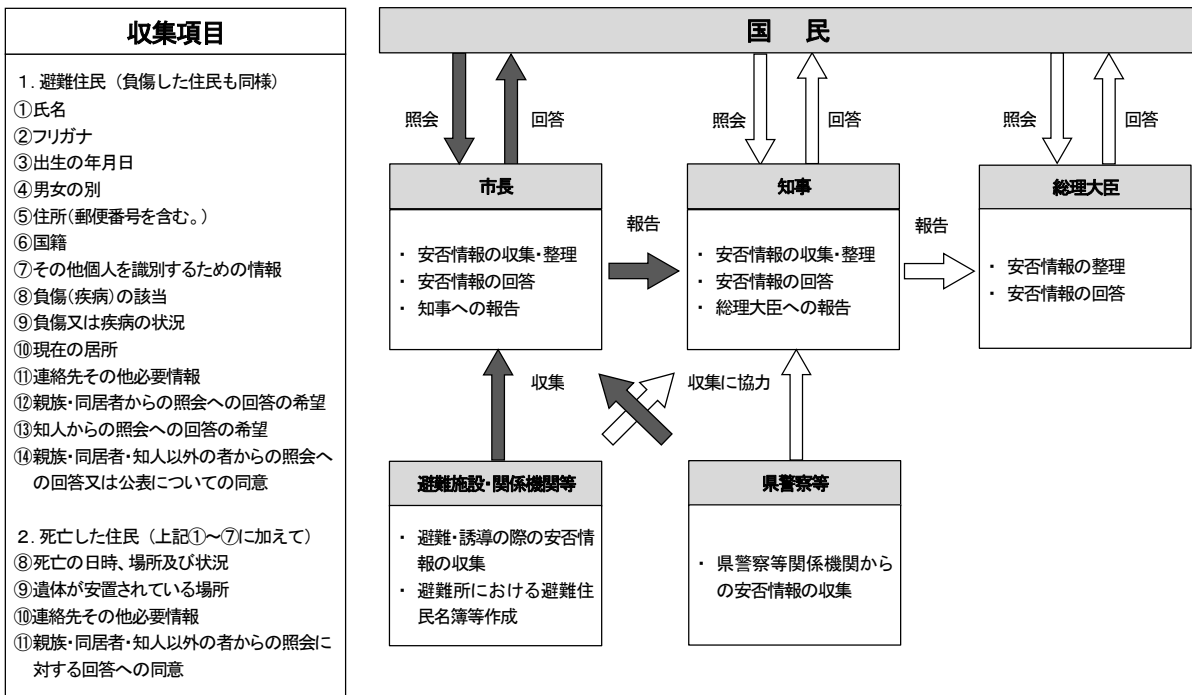
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を受けることなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、知事が実施する救援に関する措置の補助を行なうとともに、知事から所要の救援の実施の指示の通知があった場合、自ら救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



第1節 安否情報の収集

1 安否情報の収集

市は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに十分留意する。

3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

第2節 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として安否情報システムを使用する。同システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第3節 安否情報の照会に対する回答

1 安否情報の照会の受付

- (1) 市は、市国民保護対策本部を設置したときは、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知を図る。
- (2) 住民からの安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する「安否情報照会書（様式第4号）」に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、電子メール等により照会を受け付ける。

2 安否情報の回答

- (1) 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、次の方法により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書（様式第5号）」により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
 - ア 市国民保護対策本部等対応窓口への様式第4号による照会
運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等により本人確認等を行う
 - イ 電話、ファックス、電子メール等による照会
市長が適当と認める方法により本人確認を行う。
- (2) 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報の開示についての同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報の項目を様式第5号により回答する。
- (3) 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人の情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことについて職員に対し周知徹底を図るとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報の回答については、安否情報回答責任者が判断する。

第4節 日本赤十字社に対する協力

1 日本赤十字社茨城県支部に対する協力

市は、日本赤十字社茨城県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。

2 外国人に関する安否情報の提供

市は、外国人に関する安否情報の照会があった場合、当該情報の提供に当たっても、第3節の2及び3と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。

第7章 武力攻撃災害へ対処

第1項 生活関連等施設の安全確保等

市は、生活関連等施設の重要性にかんがみ、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の安全確保について、以下のとおり定める。

第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

1 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

2 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴い武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2節 武力攻撃災害の兆候の通報

1 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や建造物の倒壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

2 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第3節 生活関連等施設における武力攻撃災害への対処等

1 生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置した場合においては、市の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

2 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な範囲で必要な支援を行う。また、自ら支援を行う必要があると認めるときも、同様に対応する。

3 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考として、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

第4節 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

1 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

対 象	措置の内容
消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号） ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めほか、上表の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2項 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるものとする。このため、NBC攻撃に伴う武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 武力攻撃原子力災害への対処

市は、近隣に所在する原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

1 地域防災計画（原子力災害対策計画）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃に伴う原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、市地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- (1) 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- (2) 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者はその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- (3) 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- (4) 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

3 モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、市地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

4 住民の避難誘導

- (1) 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容及び避難実施要領パターン（資料編参照）を踏まえて避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- (2) 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

5 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- (1) 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を出席させるなど、同協議会と必要な連携を図る。
- (2) 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

6 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきこ

とを命令するよう求める。

また、必要に応じて知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

7 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、市地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

8 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、市地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

9 飲食物の摂取制限等

市長は必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、市地域防災計画（放射性物質及び原子力災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

10 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

第2節 NBC攻撃による災害への対処等

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参集させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、県の保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

5 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3項 応急措置

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 退避の指示

1 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- (1) NBC攻撃と考えられるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと判断されるとき。
- (2) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるとき。

【退避の指示例】

- ・「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・「△△市〇〇町×丁目、△△市〇〇町×丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

2 退避の指示に伴う措置等

- (1) 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- (2) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

3 安全の確保等

- (1) 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- (2) 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、退避が必要と認める地域からの退避方法等の確認を行う。
- (3) 市長は、武力攻撃事態等において、退避の指示を行う市職員に対し、特殊標章等を交付し、着用させる。

【退避の指示等について】

1 退避の指示

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の实情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に逃れさせるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

2 警戒区域の設定との相違

警戒区域の設定とは、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の实情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

第2節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

2 警戒区域の設定に伴う措置等

- (1) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC兵器による攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- (2) 市長は、警戒区域の設定等に当たっては、次の措置を行う。

ア ロープ、標示板等により区域を明示するとともに市防災行政無線、緊急速報メール、広報車等による広報、放送事業者等に対する情報提供等により、住民に周知する。

イ 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- (3) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- (4) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域の設定に伴う必要な活動についての調整を行う。

3 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様に区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

第3節 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。

第4節 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ・武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

第5節 消防に関する措置等

1 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処措置を行う。

また、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

3 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

4 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、3による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなどから必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号）、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号）に基づき、知事を経由し、又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

5 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

6 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

7 医療機関等との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

8 安全の確保

- (1) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県国民保護対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- (2) その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設置し、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- (3) 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- (4) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制等を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (5) 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事等に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 市は、収集した被災情報について、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (2) 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合は、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県（医師及び保健師等で構成する巡回相談チーム）と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、栄養指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県（保健所職員をもって組織する防疫班）と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県（保健所の食品衛生監視員）と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

- (1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県（保健所の環境衛生監視員）と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、避難住民等に対し情報を提供する。
- (2) 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は、不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

第2節 廃棄物の処理

1 廃棄物処理の特例

- (1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- (2) 市は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

- (1) 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、「市災害廃棄物処理計画」に準じて、迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立する。
- (2) 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村への応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等の確保を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2節 避難住民等の生活安定等

1 被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災によ

る生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3節 生活基盤等の確保

1 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の適切な管理

道路の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章の交付及び管理

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章※

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書※

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

※資料編「北茨城市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」参照

2 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態

法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び県等が交付し、医療機関者が使用する赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備、住民等の生活に密接な関係のある施設及び設備に武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、そのために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 基本的考え方

1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保安要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 知事等に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2節 公共的施設の応急の復旧

1 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

2 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制的整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、迅速に復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等について、以下のとおり定める。

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償及び損害補償

1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令第40条に定める手続等に従い、補償を行う。

2 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令第43条及び第44条に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県国民保護対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

第1節 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編 第5章 第2節に掲げられておりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

この場合、第1編から第4編までの用語は、次のとおり読替えるものとする。

【緊急処理事態における用語の読替え】

該当箇所		武力攻撃事態等（第1～4編）	緊急処理事態における読替え
全 般		武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
		武力攻撃事態等	緊急処理事態
		武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
		国民保護措置 （国民の保護のための措置）	緊急対処保護措置
		市国民保護（現地）対策本部（長）	市緊急処理事態（現地）対策本部（長）
		県国民保護（現地）対策本部（長）	県緊急処理事態（現地）対策本部（長）
		国武力攻撃事態（現地）対策本部（長）	国緊急処理事態（現地）対策本部（長）
		武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）	緊急処理事態対処方針
第3編	第4章	武力攻撃災害緊急通報	緊急処理事態における災害における緊急通報

第2節 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。